

# 「吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）」をめぐる（その4）

## 吉村虎太郎が着用したことを証明する

（連載全6回）

### 1. 無袖と白絹掛衿の意味

「天誅組出発之図」（図1）は、一度は投獄された水郡英太郎が13歳という年齢のため釈放され、のちに回想を絵師に描かせたものです。この絵図において、水郡英太郎は吉村虎太郎の間近にいますので、記憶はより正確なものであるはずですが、従って、文久3年（1863）8月17日、河内の水郡家を立出した吉村虎太郎は、青色の当世具足の鎧一式を装着していたことは間違いないでしょう。そして8月26日の高取城夜襲時にも、当然のこととして、この鎧を装着していたことでしょう。

前号で示したとおり、指南書の肌着についての記述のうち、「常服の襦袢のごとし」はそのとおりで、すし、「晒布」はこの肌襦袢本体の素材である白晒麻布（あさぬの）のことです。「長二尺と一ないし二寸ばかり」とあるのも身丈68cmと合致します。また「袖なしを佳とす」とあることも、この肌襦袢の袖があえて外してあることに合致します。かつてはこれを缺袖と称し、無袖の衣服を得るために袖を外す行為は普遍的に行われていたことも記しました。

指南書で肌着について、「袖ハ筒袖なれども大かたは袖なしを佳とす」とあるのは、その上に着用する具足下着が筒袖となるからです。そして、その肌着に無袖を勧めるのは、肌着も筒袖とした場合、具足下着の下で捲れ上がり、脇の下に溜まるなどして不快な状態になることがままあるからです。このように、この肌襦袢が、元は広袖であったのを外して無袖としているのは、鎧下の具足下着の、さらに下にこの肌襦袢を着用したためとみられます。

また、この肌襦袢の掛衿が絹製の白衿であることも注目すべき点です。襦袢の白掛衿は礼服または晴着に用いられますので、あえて白衿とし白装束に身を包んだことは意味深く、皇軍御先鋒出陣としての聖戦にかけた覚悟の現れとみてよいでしょう。

### 2. 岳飛を標榜した虎太郎

岳飛（1103～1142）は、精強を謳われた金国軍と6度戦い、そのすべてに勝利を収めた南宋の名将です。江戸時代は漢学が盛んでしたので、知られる機会もあったでしょう。吉村虎太郎はその岳飛を

標榜していた、つまり、自身を岳飛に準えていたことがわかりました。肌襦袢の背の「盡忠報國」の墨書は、虎太郎本人が次の岳飛の故事に倣って記したものです。

「岳飛の母の姚太夫人は古代四大賢母の筆頭なり」と評される岳飛の母親は、岳飛にはただ服を脱いで座るように言った後、背に「盡忠報國」の刺青を入れる間、岳飛の「一体何をしているのですか」の問い掛けに一切答えず、激痛を耐えさせたといいますから凄まじいものがありま

す。国難にあたり、老いた自分を案じて躊躇する岳飛に対し、心置きなく出征するよう促したのです。一方で虎太郎は、伴林光平の天誅組陣中記『南山踏雲録』（明治27年）にわざわざ「なぜ国を出て事を起ささいのか。もし間に合わなければ母の剣にて死ぬべし。」と、やはり出征を促す母親の凄まじさを記させています。明らかに岳飛の母に自らの母を重ねたもので、虎太郎が岳飛を標榜していたことの証左です。

このほか、本人以外には俄には知り得ない「重郷」の諱の署名や、敢えて「土」浪士と記す拘りも肯定的要素です。

### 3. 結論

以上によりこの肌襦袢は、文久3年（1863）8月26日に、吉村虎



図1 天誅組出発之図  
（堂山善子氏蔵・五條市教育委員会 写真提供）

太郎が高取城を夜襲しようとした際に、当世具足の鎧および具足下着の下に着用していたものであり、銃創の治療のために立ち寄るという偶発的経緯により西尾家に残されたもの、と認めてよいと考えられます。また、その背に記された「盡忠報國」の墨書は天誅組決起時に、岳飛を標榜する虎太郎がその覚悟の程を記したものとみることができま

■問い合わせ先  
文化財課 ☎60・1608

（その2）（5月号）の訂正

読者からの指摘により「12歳で父を亡くし」としたのは誤りで、「高齢の父に代わって弱冠12歳から」とするのが正しいことがわかりましたので訂正します。